

生産緑地制度のご案内

～都市農地を保全する制度～

生産緑地制度とは

市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に生産緑地地区を定める制度です。

「生産緑地」に指定されることにより、その土地で営農を30年間行うことを条件に税制上の優遇措置を受けることができます。

【固定資産税軽減措置の概要】

| | 評価 | 課税 |
|------------|-------|----------|
| 市街化区域内農地 | 宅地並評価 | 農地に準じた課税 |
| 生産緑地地区 | 農地評価 | 農地課税 |
| 市街化調整区域内農地 | | |

指定を受けるための主な要件

生産緑地地区は、市街化区域内にある以下に掲げる要件を満たす農地等について、土地所有者の申出をもとに都市計画手続きを経て指定します。指定に際しては関係権利者全員の同意が必要です。

※関係権利者…所有権・地上権・賃借権者等

面積要件

- ①連坦性がある一団化した農地等で、1地区あたり **500 m²以上**あること
※幅6m以下の道路、水路等が介在する場合でも連坦性があれば一団の農地として取扱可能
※ブロック塀等区域外からの視界を遮る構造物等で囲まない(金網フェンスは可)

営農要件

- ②農業従事者の状況
・農業従事日数 **60日以上**の主たる農業従事者がいること
- ③経営耕地の状況
・経営耕地の総面積が **50アール(5,000 m²)**以上あること
- ④農業収入等の状況
・農業粗生産額及び農業以外の事業等も含めた収入から、**安定な営農が確認**できること

地区要件

- ⑤緑地機能の確保、または、**施設園芸等、都市農業振興に資する農地等**で、都市環境の向上について効果が期待できること
- ⑥災害時における周辺住民の避難空間等として活用できるよう、**防災協力農地同意書**の提出を行うこと。

※指定要件についての詳細はご相談ください。

※上記全ての要件に該当しても、審査の結果、生産緑地地区に指定できない場合があります。

生産緑地地区指定までの流れ



※スケジュールについては、多少、変更になることもあります。

○指定の申し出は、指定を受けようとする土地所有者等が行います。申し出の際は、所定の様式書類及び関係書類の提出が必要となります。

- ・生産緑地地区指定申出書(様式第1号)
- ・生産緑地地区指定同意書(様式第2号)
 - 別紙1(生産緑地地区指定申出農地等明細書)
 - 別紙2(営農概要・計画書)
 - 別紙3(意見書)
 - 別紙4(農業用施設の配置図)
- ・前年度の確定申告書、所得証明書等
- ・納税証明書(市税の滞納が無いこと)
- ・防災協力農地同意書

【凡例】

- 申請者が対応
- 市が対応

○事前相談は随時受け付けています。
○都市計画審議会で審議を行い、生産緑地地区指定(告示)された翌年の1月以降に固定資産税等の課税評価の変更となります。

○生産緑地は指定後30年経過、若しくは農業等の主たる従事者が死亡等以外の場合は、原則解除はできません。



○生産緑地地区に指定された地区は、「生産緑地地区」の明示を行う必要があります。

【問合せ先】

小郡市役所 0942-72-2111
 <申出書提出先>
 農業委員会事務局農政係(632)
 <営農関すること>
 農業振興課農政係(113)
 <都市計画決定に関すること>
 都市計画課計画係(352)